

## 《民友ゆうゆう倶楽部会員規約》

### 第1条（民友ゆうゆう倶楽部の目的）

民友ゆうゆう倶楽部（以下「当倶楽部」と言います）は、福島民友新聞株式会社（以下「当社」と言います）が運営する会員制組織です。第3条に定める会員（以下「会員」と言います）に会員サービスを提供することを主な目的としています。

### 第2条（会員規約）

1. 民友ゆうゆう倶楽部会員規約（以下「会員規約」と言います）は、当倶楽部における会員サービスの提供及びその利用に関わる一切について運用されます。
2. 当社が当倶楽部のサービスにおいて随時告知する諸規定及びサービスごとに規定する個別規約は、本規約の一部を構成します。
3. 会員は本規約に従って当倶楽部を利用して下さい。
4. 会員が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社から損害賠償を求めることがあります。
5. 会員が本規約に従わなかった場合、会員資格を喪失することがあります。

### 第3条（会員）

1. 本規約における会員とは、本規約を承認の上、当社所定の申込手続きにより当倶楽部に登録し、当社が承諾した方を言います。
2. 満年齢55歳となる年の1月1日から会員になれます。
3. 当社は、入会申し込みされた会員に会員番号を付与します。

### 第4条（入会申込）

1. 当倶楽部に入会するには、当社所定のFAX、郵便等のいずれかでの申込手続きが必要です。入会希望者は、申込の際に必要な事項を正確に記入するものとします。手続きをした申込者は、この会員規約の内容を理解の上、規約に定める条件に従うことに同意したものと見なされます。
2. 申込者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は入会を承諾しない、あるいは入会後でも退会処分とすることがあります。
  - (1) 申込者が実在しない場合
  - (2) 申込の際の申告事項に虚偽の記載、不備があった場合
  - (3) 申込の時点で、会員規約の違反等により退会処分もしくは入会申込の不承諾を現に受け、または過去に受けたことがある場合
  - (4) その他当社が合理的理由により会員として不相当と判断した場合

## 第5条（会員証）

1. 当倶楽部に入会した会員には、後日会員証を送付します。会員証は会員にて保管するものとします。
2. 会員証は、特典を受けるイベント等にて提示を求めることがあります。従って会員証には会員番号を記載致します。会員証が発行されたらすみやかに氏名をご記入下さい。
3. 会員証を紛失した場合は、速やかに当社までご連絡下さい。後日、有料で再発行して送付します。

## 第6条（利用料金及び諸費用）

1. 当倶楽部への入会は無料とします。
2. インターネットの利用に必要な機器や設備、インターネット接続環境等は、会員の負担と責任で準備するものとします。アクセスにかかる通信料、接続料等についても会員自ら負担するものとします。電子メール、ハガキ、FAXについても同様です。会員から当社への各種手続き書類の郵送料、各種サービス、企画への応募書類の郵送にかかる郵便料金、電話相談サービスの利用にかかる電話料金、招待イベントに参加する場合に発生する交通費及びこれらに類する費用等についても、当社が負担する旨を会員に対して明示的に通知又は告知をしない限り、会員の負担になります。

## 第7条（著作権等）

1. 当倶楽部のサービスにおけるコンテンツの著作権は、当社に帰属します。会員からの投稿のうち、掲載分の著作権は当社に帰属します。
2. 当倶楽部のコンテンツは、会員個人の私的利用の範囲を超えて使用したり、ホームページ等で公開したりすることはできません。
3. 会員規約の規定に違反して著作権やその他の知的財産権に関する紛争が生じた場合、会員は事故の費用と責任において、その問題を解決して下さい。

## 第8条（会員サービス）

1. 当社はインターネット及び郵送、宅配便又は福島民友新聞販売店（以下「新聞店」と言います）を通じて会員サービスを提供します。

## 第9条（禁止行為）

当倶楽部の利用において、以下の行為は禁止します。

- （1）刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他適用される国内法、国際条約等に違反する行為

- (2) 当社、他の会員、もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (3) 他の会員、もしくは第三者の財産権、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (4) 選挙活動、又はこれに類する行為、その他政治及び宗教に関する行為
- (5) 事実に反する情報、その他公序良俗に反する、又は反する恐れのある情報を、当社、他の会員、又は第三者に対して提供する行為
- (6) 当社の承諾なく、当倶楽部を通じた、又は当倶楽部に関連した営利を目的とする行為、又はその準備を目的とする行為
- (7) 手段の如何を問わず、当倶楽部の運営を妨げる行為、誹謗する行為
- (8) 当社及び当社の関連会社の営業を妨げる行為、誹謗する行為
- (9) 当倶楽部のシステムの障害となる行為、又はその恐れのある行為
- (10) ID、及びパスワードを不正に使用する場合
- (11) 当社が提供したサービスを第三者に譲渡する行為

#### 第10条（サービスの提供停止）

1. 会員が以下の事由に該当する場合、当社は、当該会員への本サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 前条に定める禁止行為を行った場合
  - (2) 当社に対する債務の履行遅延又は不履行があった場合
  - (3) その他会員規約に違反する行為又は規約の趣旨に著しく反する行為があった場合
  - (4) 当社が合理的理由により会員として不適当と判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由を当社が適当と判断する方法で会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、当社の裁量により事前に通知することなく本サービスの提供を停止することがあります。

#### 第11条（当社による契約解除）

1. 当社は、会員が第4条第2項の各号に該当、もしくは第9条に違反した場合、あるいは第10条の規定により本サービスの提供停止を受けた会員が、一定期間の催告に関わらず、なおその停止理由が改善されない場合には、その会員契

約を解除し、強制退会処分とすることがあります。

2. 前項は当社の損害賠償の請求を妨げるものではありません。
3. 第1項により強制退会処分された会員は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金その他の当社に対して負担する債務の一切を、一括して直ちに弁済するものとします。

#### 第12条（会員による契約解除）

1. 会員が、会員の契約解除（自主退会）をしようとする場合、当社所定の手続きに従い、その旨を当社に届け出るものとします。
2. 会員が死亡した場合、当社はその事実を知り得た時点をもって、前項届け出があったものとして取り扱います。

#### 第13条（会員提供情報の取り扱い）

1. 当社は、会員が登録、提供した情報、文章等（以下「文章等」と言います）が、以下の事項に該当すると判断した場合には、当該文章等を削除することがあります。
  - (1) システムの保守管理上、必要である場合
  - (2) 文章等の容量が当社のシステムの所定記憶容量を超過した場合
  - (3) 文章等の内容が公序良俗に反する恐れがある場合
  - (4) 違法、迷惑、猥褻、有害、低俗な情報、または特定の団体・個人に対する誹謗中傷等に当たると判断した場合
  - (5) 一定期間以上超過した場合
2. 前項の規定は、当社が文章等の削除義務を負うものではありません。また、当社は本条の規定に従い文章等を削除したこと、又は文章等を削除しなかったことにより会員もしくは第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

#### 第14条（登録内容変更の届出）

1. 会員は、その住所や当社に届け出ている内容に変更があった場合、当社所定の方法により、速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 変更の届出を怠ることにより会員に不利益が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第15条（認証情報）

1. サイトの利用にログイン ID とパスワード（以下合わせて「認証情報」と言います）は会員1人につき1つ設定できます。認証情報の設定手続きは、当社所

定の手順によるものとします。

2. 会員は、認証情報を第三者に開示、漏洩せず、自らの責任で管理するものとします。会員の認証情報を用いて行われた会員サービスの利用は、第三者が無断使用した場合でも、全て当該会員の行為とみなされ、会員自身が責任を負うものとします。認証情報の紛失、不正使用、盗用等が判明したときは、会員は直ちに当社に知らせ、当社から指示があった場合には、その指示に従うものとします。

#### 第16条（サービスの変更・中断・停止）

1. 当社は、会員に通知することなく会員サービスの全部又は一部を変更することがあります。また、以下の事由が発生したときは、会員に事前に通知することなく、会員に対する当倶楽部の全部、又は一部のサービスを中断することがあります。

（1）天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れがある場合

（2）火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合

#### 第17条（サービスの終了）

1. 当社は当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知することで、当倶楽部サ

ービスの全部又は一部を終了することができるものとする。

2. 当社は、前項の手続きを経ることで、サービスの提供を終了することに伴う責任を免れるも

のとします。

3. 当倶楽部サービス終了により、会員のサービス利用にかかる一切の権利は、当社が別段の

扱いを定める旨を明示的に公表しない限り、直ちに消滅します。

#### 第18条（会員情報の収集・取得及び利用）

1. 会員（申込者も含みます）は、当クラブの各種手続き及び会員サービスの利用を通じて当

社が知り得た当該会員の個人情報（以下「会員情報」と言います）を当社が次の各号に定め

る利用目的の遂行に必要な範囲内で収集・取得し、これを当該利用目的の範囲内で利用する

ことに同意するものとします。当社は、会員規約並びに当社の定める個人情報

取扱方針に従

って会員情報を取り扱います。

(1) 会員サービスの提供及び当クラブの運営上必要な事項を会員に知らせるため

(2) 会員サービス事業として、新聞、出版物、文化事業、電子メディアサービス、セミナー、

イベント等当社商品・サービスに関する各種案内を届けるため

(3) 当倶楽部や当社の商品・サービスの改善などに役立てるための各種アンケートを実施す

るため

(4) 新聞店が会員に対して、当社発行の新聞や出版物等の取扱商品・サービスの営業活動

を行うことを支援するため

(5) 会員サービス事業として、グループ企業・コンテンツ提供者等の商品・サービスに関す

る各種案内を当社から届けるため

(6) 会員サービスの利用状況や属性などに応じた新たなサービス開発のため

(7) 会員が読者であるかどうか、新聞店に対して購読確認を行うため

(8) 将来において、グループ企業が行う他の同様サービスに利用するため

2. 前項の定める他、当社は随時、あらかじめ利用目的を明示して会員の同意を得た上で、当該

目的の遂行に必要な範囲内で新たに会員情報を収集・取得することがあります。

この場合、当社は収集の際に明示した利用目的の範囲内でこれを利用します。

3. 本条第1項第2号及び第5号の利用については、会員からの中止要請があった場合、当社の

業務遂行上支障が生じる場合を除き、当社はこれらの案内の送付を中止します。

4. 個別の会員サービスの利用に際して会員が開示する個人情報などの取扱は、この会員規約に

よる他個別サービスごとに定められた諸規定によるものとし、会員はこれに同意するものと

します。

第19条（第三者への提供）

1. 当社は、次の各号に定める場合に会員情報を第三者に開示、提供することがあ

り、会員

はあらかじめこれに同意するものとします。

(1) 新聞店が会員に対して、当社発行の新聞や出版物等の取扱・サービスの営業活動を行

うことを支援するとき。この場合、当社はその営業活動に必要な範囲で、当該会員の会

員情報を販売担当区域とする新聞店に提供します。

(2) ボランティア等社会貢献活動に参加もしくは問い合わせなどの要件で、当社が案内する

ボランティアを中心とする諸団体に対して、当社が必要と認めた場合提供します。

(3) 次の各号のいずれかに該当する事態が生じたとき。

[1]個人または公共の安全を守るために必要とされる緊急の場合

[2]裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分又は法令の定めもしくは法令上の

手続きにより開示が必要とされる場合

[3]当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠な場合

[4]当社が会員サービス維持のため、合理的かつやむを得ない事由により必要不可欠と判

断する場合

2. 前項に定める他、当社は会員の事前の同意の範囲内で第三者に提供することがあります。

3. 当社は、当倶楽部の運営や会員サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあり

ます。この場合、当社は業務遂行上必要な範囲内で当該委託先に会員情報を取り扱わせることがあります。

4. 本条に定める場合を除き、当社は、会員個人が識別できる形式で、会員情報を第三者に提供することはありません。

第20条（退会者の会員情報の取扱）

当社は、当倶楽部を退会した会員（以下「退会者」と言います）の会員情報を退会後も一定期

間保有し、退会者からの問い合わせに対応する場合など当倶楽部の運営上必要な場合に利用しま

す。会員はあらかじめこれに同意するものとします。

## 第21条（提携サービス）

1. 会員は、当倶楽部において提供されるサービスを経由して、提携サービスを利用することができます。提携サービスの利用に関わる契約が生じる場合には、会員と提携先との間で契約が成立するものとします。
2. 会員は、提携サービスの提供主体は当社でなく提携先であることを認識し、提携先が定める利用条件、指示等を遵守するものとします。なお、会員が当該利用条件等に従わなかった場合には本会員規約に違反したものと見なします。
3. 当社は提携サービスの利用により発生した会員の損害、及び提携サービスを利用できなかったことで発生した会員の損害に関して、一切責任を負いません。

## 第22条（利用料金・決済手段）

1. 会員に提供するサービスの利用料金、算定方法は当社が別途定めることとします。
2. 会員は、利用料金その他の債務を、各会員毎に当社が承認した方法で、定められた期日までに支払うこととします。支払い方法については、当社が別途定める通りとします。
3. 当社が提携先からの委託を受け、提携サービスの利用料金の徴収を行う場合は、会員は当社に対して当該利用料金を支払うものとする。

## 第23条（免責・制限条項）

1. 当社は、会員サービスに関して、黙示であるか明示あるかを問わず、いかなる保証（会員サービスにより提供する情報の完全性、正確性、有用性や、会員サービスにより提供する商品、サービス、賞品・特典類の内容、品質についての保証を含みますが、これに限定されません）もしません。会員サービスの不具合が必ず修正されるという保証もしません。
2. 当社は、会員に提供する賞品・特典類について瑕疵担保責任を負わないものとします。また、会員サービスの配信、配送等に不具合が生じた場合等においても、いかなる責任も負わないものとします。
3. 第16条又は第17条の定めによる会員サービスの変更、中断、遅延、停止又は終了に関して、当社は会員に対していかなる責任も負わないものとします。
4. 次の各号に掲げる損失、損害等について、当社は、たとえ事前にその損失、損



害等の可能性について知らされていた場合であっても、いかなる責任も負わないものとしします。

- (1) 会員サービスの変更、中断、遅延、停止、終了又は不具合により会員に生じた損失（第三者からの請求に起因するものを含まず）
  - (2) 会員サービスの利用を通じて、会員が取得した電子メールメッセージ、情報、ソフトウェア、商品・サービス、取引等により会員に生じた損失（第三者からの請求に起因するものを含まず）
  - (3) 第三者が認証情報を不正使用したことにより会員に生じた損失
  - (4) 会員サービスの代替商品、代替サービスを調達するために会員に発生した費用
  - (5) 会員サービスを利用できなかったことにより会員に生じた、あらゆる種類の間接的損害、特別損害、付随的損害、その他派生的損害(逸失利益を含みません)
5. 会員の認証情報を用いて行われた会員サービスの利用(会員以外の者による利用も含みます)に起因する第三者からの請求(合理的な弁護士費用も含みます)について、会員は自らの費用と責任でこれを解決するものとしします。
6. 当社には当倶楽部を通じてやり取りされる私的な内容を監視・編集する義務はなく、監視・編集されなかったことによる責任も一切負わないこととしします。
7. 当倶楽部のサイト内で送受信される内容は次の場合、技術的処理又は内容変更が行われる可能性があります。会員はこれらの処理又は変更が自動的に行われることに同意するものとしします。
- (1) メッセージの送受信に必要な場合
  - (2) 接続するネットワークの技術的要求による場合
  - (3) 本サービスの利用条件に対応する場合
  - (4) その他必要条件に対応する場合

#### 第24条（当社の権利）

この会員規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を会員に対して明示しない

限り、当社に留保されます。

#### 第25条（会員規約の効力）

この会員規約のいずれかの規定が法令に違反していると判断された場合や無効又は実施できな

いと判断された場合も、当該規定以外の各規定は、いずれも引き続き有効としします。

## 第26条（会員規約の変更）

1. 当社は、会員の事前の同意を得ることなく、会員規約の一部もしくは全部を随時変更することがあります。会員規約を変更したときには、当社は会員に対し、適宜定める方法によりその内容を通知、告知又は公表します。変更不同意の会員は、当社所定の手続きを取るにより、当倶楽部を退会することができます。
2. ただし、前項の通知、告知又は公表後に会員サービスを利用した会員と、通知、告知、又は公表の日から1週間以内に退会手続きを取らなかった会員は、当該変更を承諾したものと見なされます。

## 第27条（会員の通知等）

1. 会員サービスの提供や当倶楽部の運営上必要な通知や告知等は、会員の登録情報にある連絡先あての通知、又は福島民友新聞紙上での公表や当倶楽部サイト上での告知等、当社が適宜選択した方法により行います。
2. 当社から会員への電子メールによる通知は、当社が会員の登録情報のメールアドレスあてにこれを送信をもって、当該通知が会員に到達したものと見なします。福島民友新聞紙上等での公表は、当該紙面の発行時から、当倶楽部サイト上での告知は当社が当該内容を表示した時点から効力を生じるものとします。

## 第28条（準拠法及び合意管轄）

会員規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとします。会員規約及び当倶楽部に関する会員と当社との紛争については、福島地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

## 付則

この規約は、2015年1月1日から実施します。